

「札幌開発建設部遊水地事業監理委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を「札幌開発建設部遊水地事業監理委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、札幌開発建設部における遊水地整備の適切な事業執行の観点から、事業の進め方、コスト縮減策やその実施状況等について、事業者に対し意見・助言を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 事業執行内容
- 二 コスト縮減策と実施状況

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は各年度毎の1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び所属等は、公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を総括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、原則非公開とするが、委員会の審議の概要については公表する。
- 4 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、札幌開発建設部河川計画課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規約は、平成22年8月5日より施行する。

本規約の施行に伴い、平成21年1月15日に施行された「石狩川開発建設部遊水地事業監理委員会」規約は廃止する。

平成24年7月13日第2条改正